標柱三号から一一二度五七分〇秒　一二・六九八メートルの地点　四号
標柱四号から一七九度三八分五一秒　九九・二四二メートルの地点　五号
標柱五号から二三一度二三分二六秒　五三・九九五メートルの地点　六号
標柱六号から二八二度四四分三秒　一七・七八五メートルの地点　七号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市西城町熊野字別所一七三番地内四等三角点別所を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千三百三十二号で指定した七谷川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二八五度六分四六秒　六九五・三二二メートルの地点　一号
標柱一号から二五六度二七分二五秒　一九・〇七五メートルの地点　二号
標柱二号から三〇七度四八分三〇秒　二〇六・二七九メートルの地点　三号
標柱三号から二四八度一九分五六秒　八二・八五二メートルの地点　四号
標柱四号から三三八度三分四秒　一二・八三六メートルの地点　五号
標柱五号から五四度五二分三八秒　一〇九・五九五メートルの地点　六号
標柱六号から一二三度四三分二五秒　一二五・四九六メートルの地点　七号
標柱七号から一三三度一分一〇秒　九九・五一七メートルの地点　八号
標柱八号から一七〇度五三分一八秒　一九・二〇三メートルの地点　九号

○国土交通省告示第六百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業三・一・一号国道五十八号

三　事業施行期間　自平成二十八年四月七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　沖縄県中頭郡北谷町美浜一丁目並びに北谷一丁目並びに字吉原西字地原並びに字大村白比川原並びに字大村城原並びに字北谷塩川原並びに字北谷北谷原

五　収用の手続が保留される事業地　沖縄県中頭郡北谷町美浜一丁目並びに北谷一丁目並びに字吉原西字地原並びに字大村白比川原並びに字北谷北谷原

○国土交通省告示第六百四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十八年四月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

首都圏サーベイセンターの変更

(一)　所在地の変更

変更前	東京都港区芝浦三丁目11番５号
変更後	東京都港区高輪三丁目25番23号

(二)　変更年月日　平成二十八年四月十一日

○防衛省告示第八十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十八年四月七日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	平成二十八年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十八年四月十六日から同年七月十五日まで
（平成二十七年防衛省告示第百二十七号）		

○関東地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	A 九・九〇～二五・六〇	六一・九五メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 六・〇〇～九・九〇	一一・一四〇キロメートル	
		C 二五・六〇～二三七・四一	一・〇〇八	
	後	A 九・九〇～二五・六〇	六一・九五メートル	
		B 六・〇〇～九・九〇	一一・一四〇キロメートル	
		C 二五・六〇～二三七・四一	一・〇〇八	
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一から高崎市新町字中河原一二二二番五まで	前	A 〇・〇～一〇・〇	七三・二〇メートル	
		B 〇・〇～二六・四六	二五・五一三キロメートル	
		C 二七・八五～三五九・九二	四・九四一	
	後	A 一〇・〇～一八・〇〇	八四・七一メートル	
		B 〇・〇～二六・四六	三・二五三キロメートル	
		C 二七・八五～三五九・九二	四・九四一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
厚木市金田字新神明下一四一三番一から秦野市菖蒲字天神下七五〇番三まで	前	A 一〇・二〇～一〇・二〇	七三・二〇メートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びH は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・G 〇・〇〇～二六・四六	二五・五一三キロメートル	
		C・E 二七・八五～三五九・九二	四・九四一	
		A・D 一〇・二〇～一〇・二〇	七三・二〇メートル	
		B・G 〇・〇〇～二六・四六	二五・五一三キロメートル	
	後	C・E 二七・八五～三六八・六九	四・九四一	
		F 二七・八五～三六八・六九	四・九四一	
		H 〇・〇〇～三〇六・五七	四・四七三	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所